



千八百七十八年七月一日發行「ヘラルド」新聞抄譯

日本政府所用、彈丸購収一件訴訟



4227



114  
A2739



大正十一年四月  
隈侯爵邸書

和田信郎譯

政府武具ヲ購収セル一件ニ付原告「バタツシユール」ヨ  
 訴告「クラツプ」ニ對スル訴訟ノ事件  
 日本全權公使上野景范ハ「バタツシユ  
 ール」ヨリ「クラツプ」ニ對スル訴訟ニ付客冬十二月ヨリ一月ニ至  
 ル際ニ英國上等裁判所ノ指令アルニ拘ハラズ別ニ法理ヲ推シ  
 テ其法庭ニ稟請シタル所アリ曰ク我日本天皇陛下及ニ全權公  
 使ハ其代理者ヲシテ一船舶ヲ所有セシムルヲ得テ「ゴッパラル」ニ  
 於ケル「サムダ」プロブル社中ノ造船所ト「ホーレル」及ヒ「ミル」フォル  
 ドノ「バン」ゴローク、ドックニ於ケル造船所トニ於テ現今蓄藏ス  
 ル所ノ我天皇陛下ノ所有品タル彈丸ハ敢テ裁判ノ權利ニ執制  
 セラル「ゴッパラル」シテ之レヲ運搬セシムルノ自由アルベシト又  
 曰ク我天皇陛下及ニ全權公使ハ右ノ法理ヲ維持シテ以テ之ヲ

伸達スルニ当リ若シ至緊至要トモハ当ニ被告ニ加ハル可キ也  
ト抑モ原告「デヨシア、ノックンニール」ノ業タルヤ一ノ測量司ニ  
シテ「ヤウスワーク」ノ「ビーア、レーン」街ニ居住シ家号ヲ倫敦軍器  
製造所ト名称シテ施條砲及々破裂彈ノ製造ヲ職トス而シテ右  
原告ノ目的トスル所ハ被告「クレッツ」及「ヒ、ロングスドン」カ自己  
ノ彈丸製造ノ免許ニ犯爾暴害スルヲ後來ニ防過シ且ツ其既ニ  
暴害セルモノト認メタル彈丸ハ英國ニ於テ被告之ヲ販賣スル  
ヲ抑止セントスルニ在リ

始メ日本皇帝ノ代理者ハ日耳曼「エツセ」府ニ於テ右原告ノ製  
造所ヨリ其彈丸ヲ購求シテ英國ニ運搬シ嘗テ日本ノ為ニ製作  
セル數艘ノ甲鉄艦ニ之ヲ搭載セント欲シテ嘗テ上ニ述ボル  
所ノ造船所ニ寄藏セシヨリ紛議ノ端緒ヲ開キ遂ニ上等裁判所  
ヲシテ其免許ヲ犯セルヤ否ヤヲ審査判決スルマテハ被告ニ其

運搬ヲ許カレメストノ旨ヲ指令セレメタルニ及ヘル也而シテ  
又全權公使ノ主唱セル所ヲ聞クニ其彈丸ハ我代理者之ヲ日耳  
曼ニ購求シ我軍艦ノ装置ヲ具備セレメンカ為メ英國ニ運搬シ  
タルニ過キカルヲ以テ抑モ免許暴害如何ニ付原被告ノ間ニ何等  
ノ紛議アルモ其物件ノ如キハ則テ我所有ナリ故ニ之ヲ本邦ニ  
送致スルニ何ノ妨ケカアラント云ヘリ於是コ本件ヲ裁断セン  
ニハ日本皇帝ヲシテ前キノ稟請ニ從テ更ニ被告ニ加ハラレム  
ルヲ要スルヤ否ヤト一議ヲ誘起セルニ及ヘリ乃チ英國國書  
頭（國書頭ハ專賣免許ヲ管）ノ如キハ日本皇帝ヲシテ被告ニ加ハ  
ラシメテ英國ノ法律ニ問ヒ且ツ預メ其費用ノ抵当トシテ百磅  
ヲ以テ法庭ニ出銀セシメ其答辨若クハ駁議ヲ為サシムルカ為  
ニ十有四日間ノ猶預ヲ以テ被告ノ一人ヲシム可ントノ意見  
也



